

諏訪市告示第 119 号

諏訪市市税等口座振替納付制度実施要綱等の一部を改正する要綱

(諏訪市市税等口座振替納付制度実施要綱の一部改正)

第 1 条 諏訪市市税等口座振替納付制度実施要綱（昭和 51 年告示第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 放課後児童クラブ実費負担金

第 5 条第 1 項中「諏訪市税等口座振替依頼書（以下「振替依頼書」という。）を」を「次に掲げる方法のいずれかにより」に、「提出する」を「申し出る」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 諏訪市税等口座振替依頼書（以下「振替依頼書」という。）を提出する方法

(2) 諏訪市口座振替 WEB 申込サービス（諏訪市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（平成 19 年諏訪市条例第 21 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を用いて、市長が認める事業者を経由して取扱金融機関に対して必要事項を届け出ることができるウェブサイトという。）により必要事項に係る情報を入力し、及び送信する方法

第 5 条第 2 項中「前項の」を「第 1 項第 1 号の方法により」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号に規定する方法により申し出る場合において、依頼者の預金口座から家族の納付分及び代納分を併せて振替納付するときには、振替依頼書の所定欄にその者の氏名を記入し、取扱金融機関にその旨を申し出るものとする。

(諏訪市国民健康保険税の納付方法を被保険者の申出により口座振替による普通徴収に変更することに関する取扱要綱の一部改正)

第 2 条 諏訪市国民健康保険税の納付方法を被保険者の申出により口座振替による普通徴収に変更することに関する取扱要綱（平成 21 年諏訪市告示第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、諏訪市財務規則（昭和 55 年諏訪市規則第 1 号）第 14 条第 2 項第 2 号に規定する諏訪市口座振替 WEB 申込サービスに必要事項に係る情報を入力し、及び送信することにより第 1 項に規定する口座振替依頼書の提出に代えることができるものとする。

第 3 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

(諏訪市後期高齢者医療制度の保険料の納付方法を被保険者の申出により口座振替による普通徴収に変更することに関する取扱要綱の一部改正)

第 3 条 諏訪市後期高齢者医療制度の保険料の納付方法を被保険者の申出により口座振替による普通徴収に変更することに関する取扱要綱（平成 21 年諏訪市告示第 35 号）の一

部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、諏訪市財務規則（昭和 55 年諏訪市規則第 1 号）第 14 条第 2 項第 2 号に規定する諏訪市口座振替 WEB 申込サービスに必要事項に係る情報を入力し、及び送信することにより第 1 項に規定する口座振替依頼書の提出に代えることができるものとする。

第 3 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。